

**確保すべき農用地等の面積の目標等に関する国と地方の協議の場(平成27年11月5日)  
での議論を踏まえ、地方六団体として留意を求める事項**

地方は、今般移譲された農地転用許可権限に基づき、農業の再生と総合的なまちづくりを両立させ、地方創生の実現に尽くすとともに、特に、農地の確保については、「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日 地方六団体)(以下、提言という。)の趣旨を踏まえ、国とともに責任を果たしていく決意を既に表明してきた。

併せて、「農用地区域内農地面積の目標について」及び「都道府県が定める確保すべき農用地等の面積の目標の設定基準」の策定にあたっては、提言の内容を十分に踏まえるとともに、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場における議論の内容を十分に尊重し、その内容を適切に反映させることで国と地方が双方の立場で納得できる点を見出すべきことを求めてきた。

去る、平成27年11月5日に開催された「確保すべき農用地等の面積の目標等に関する国と地方の協議の場」(以下、協議の場という。)において、真摯かつ率直な議論がなされた点について評価するが、国は、地方が既に表明している決意を改めて重く受け止めるとともに、その議論の成果を、今後、制度運用及び関連施策の展開において十分に反映させていく必要がある。

なお、今般の協議の場における議論の成果が十分に反映されない場合、また、今後の制度運用において協議の場の開催等が必要と判断した場合、国は、地方の意向を踏まえた柔軟かつ丁寧な対応を行うべきである。

**平成27年12月7日**

**全国知事会**

**全国都道府県議会議長会**

**全国市長会**

**全国市議会議長会**

**全国町村会**

**全国町村議会議長会**